



様式第6号(第4条関係)

開示決定等期限特例通知書

武市企第 29 号
平成26年5月7日



様

武雄市長 樋渡 啓祐



平成26年4月20日付けの開示請求に係る公文書は、著しく大量であるため、武雄市情報公開条例第10条の規定により、開示決定等をする期限を次のとおりとしたいので通知します。

公文書の件名	「オープンデータシティ武雄の見える化とエコシステムによる農業活性化」の成果報告書及び実績報告書若しくはそれらに類する文書
条例第10条の規定による決定期間	平成26年4月21日から 平成26年5月7日まで
開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき開示決定等をする期間	平成26年4月21日から 平成26年5月7日まで
上記の期間内に開示決定等をする部分	・委託契約書18条に基づく実施報告書 ・委託契約書28条に基づく成果報告書
残りの公文書について開示決定等をする期限	平成26年7月31日
本条を適用する理由	①他の公文書の開示請求も重なり、開示に対する対応ができないため。 ②「実施要領に基づく成果報告書」について、内容未確定のため。
所管課	つながる部企画課企画係 電話番号(直通) 0954-23-9325